

～食品原材料や包装資材にも標準バーコードを～
業務用商材の識別・マーキング用ガイドライン（2種）の発行について

1. 業務用商材のバーコード表示ガイドラインの発行

一般財団法人流通システム開発センター（以下「流開センター」）は、業務用の商材にも、標準的な商品コードをバーコード表示して、企業間の情報伝達の効率化を推進するため、以下の2つのガイドラインを発行しています。

1) 「[原材料識別のためのバーコードガイドライン](#)」

対象：加工食品メーカーと原材料メーカーの間で取引される、食品原材料・資材

2) 「[食品軽包装業界バーコードソースマーキングガイド](#)」

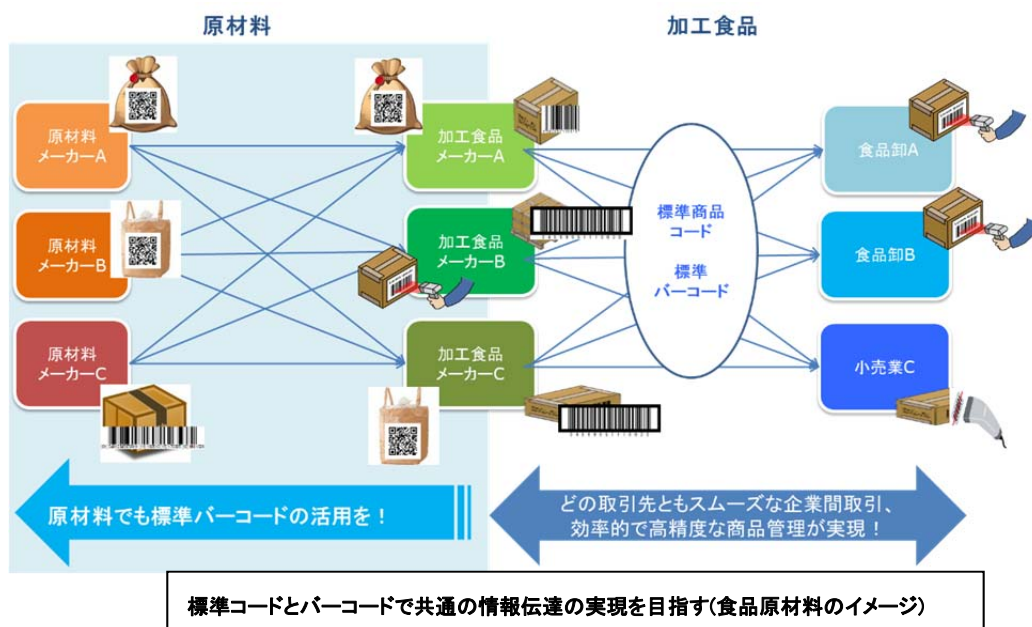
対象：主に弁当・惣菜などの「中食」用の包装関連資材

2. 業務用商材における標準バーコード活用の可能性

私たちが日々小売店で購入する消費者向け商品には、どのメーカーの何の商品であるという、世界で共通に使える情報がバーコードで表示されています。このバーコードは、小売業のPOSレジで精算に使用するだけでなく、入出荷の検品、棚卸、受発注など、製配販のサプライチェーン各層の多様な業務で利用され、企業間における商品に関わる情報の伝達を可能にしています。

一方、業務用の商材においては、こうした共通のバーコードの表示はまだ進んでおらず、企業間の情報の交換も、非常に煩雑になっています。受発注にも、複数の買い手と売り手が互いに自社の内部コードを使用し、それぞれが、相手先別に変換する手間が生じています。また、入荷や出荷の検品・棚卸なども目視で行われており、時間がかかるだけでなく、取り違いによる納品ミスなども発生しやすい状態となっています。

業務用商材でも、標準的な識別コードを使ってバーコード表示を行えば、データの読み取り、入力、照合を機械で行うことができ、情報の記録・交換の正確さやスピードの大幅な向上が期待できます。



3. 「原材料識別のためのバーコードガイドライン」

本ガイドラインでは、食品の原材料（加工食品メーカーが自社の製品を製造するうえで使用する食品原料および資材）を識別するための標準的なデータ項目と、その項目を表示する推奨バーコードを定めています。

食品を取り扱う事業者にとって、近年、製品の安全やトレーサビリティを確保することの重要性がますます高まっています。ある食品について、どの企業の何の原材料や資材を使って作られたものであるかを把握すること、特に、原材料や資材の製造ロット、または賞味期限日などの単位で管理・記録し、必要なときに迅速に参照できる態勢を整えておくことが、品質管理だけでなく、企業の社会的責任といった視点からも、欠かせない取り組みとなりつつあります。

こうした情報を企業間で効率よく伝達するために、各企業が独自の要求をするのではなく、共通の情報項目とその表示手段の採用が求められています。



4. 食品軽包装業界バーコードソースマーキングガイド

本ガイドでは食品軽包装に特徴的な取引単位の考え方とコード設定やバーコード表示との関係を解説しています。

拡大し続ける「中食」市場で欠かせない食品の軽包装資材は、類似の商品でもサイズ・模様など細かいバリエーションが多いことが知られています。一部の商品には JAN、ITF といった標準バーコードも利用されていますが、表示率がまだ 5 - 6 割であることや、コードの設定や表示が正しいとは言えない場合があるなど、まだ広くサプライチェーンで活用できる段階にはありません。

本ガイドを活用し、事業者間で活用できるバーコード表示が進むことが期待されます。



5. 国内・国際ともに利用できる GS1 標準

この2つのガイドラインで説明している、商品を識別するコードやバーコードは、サプライチェーンの効率化・可視化に資する国際標準を開発する G S 1 の標準に則ったものです。^{ジーエスワン}

GS1 標準では、世界で他とものと重複することなくユニークに商品などを識別することができるコード体系や、JAN シンボルをはじめとする各種の標準バーコードシンボルを定めており、国内のみならず、国際的な取引で利用されています。

6. 本件に関するお問い合わせ

一般財団法人 流通システム開発センター

ソリューション第1部 グロサリー業界グループ 宛

Tel: 03-5414-8501

電子メール: aidc@dsri.jp

関連 URL: <http://www.dsri.jp/standard/industry/>